

碁老連 ニュース

★109号

碁老連の目的

ボケ防止のために、老人団体同好者の誰もが
『碁老連』じぶんごとが出来ぬよう、機会と場所
を確保するために相談会し、連絡を通じて親睦
を図り、更には、より良き福祉社会の建設に貢
献することを意願とする。

発行日	平成11年2月16日
発行所	八王子の碁老連・老人連合
〒	193 八王子市初張町1434-46
TEL	(0426) 66-3754
発行人	熊崎正一

第6回碁老連タイトル争奪戦成績表

日時 平成11年1月30日 午前9時
 会場 総合福祉センター (東横川町551-1, 電67-1331)
 催後 握手会
 参加費 600円 (弁当代金込)
 タイトル 八王子名人(日本棋院杯), 八王子王座(NTT杯), 八王子冠(碁老連)
 参加資格 地正タイトル保持者
 繙承成績 下記の通り

名人戦成績表

名選															
八王子名人		佐藤		三		勝		2		3		2		2	
1	2	2	3	2	2	2	2	3	1	0	0	1	針	勝敗	三
×	×	0	0	×	0	0	0	0	②	×	×	×	×	勝敗	三
松	三	勝	佐	根	吉	佐	根	佐	不	勝	勝	高	対	鳥居	三
谷	上	倉	園	田	本	川	野	巣	成	傷	原	橋	高	対	鳥居
0	②	0	0	0	0	×	x	0	×	×	x	×	×	勝敗	二
根	不	古	橋	辯	山	三	蓮	松	塚	高	根	佐	吉	対	鳥居
本	川	場	倉	本	上	田	谷	原	橋	野	巣	若	高	対	鳥居
x	0	x	0	0	×	②	0	0	×	×	x	0	勝敗	一	回戦
加	高	三	新	塚	佐	根	辯	根	山	眞	辯	辯	根	対	鳥居
園	野	上	橋	辯	根	根	辯	根	谷	本	根	本	高	対	鳥居
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
参	加	高	三	佐	根	辯	根	根	山	古	坂	根	辯	高	参 加
野	園	橋	上	辯	根	根	根	根	木	木	木	木	木	木	参 加
照	生	靖	宣	和	政	十	勝	成	忠	忠	忠	忠	忠	忠	参 加
洲	洲	二	宏	志	利	明	伸	次	林	中	勝	紀	義	義	参 加
5	初	2	6	6	4	3	2	7	6	7	3	初	5	4	5
初	2	6	6	4	3	2	7	6	7	3	初	5	4	5	勝敗
6	6	7	7												

七任戰城總裁

金子王座
梅
律

決勝戰

梅
木

西	福	梅	豊
山	田	永	田
孝	喬	薄	弘
二	喬	薄	伯
4	4	4	4

天狗戰成績表

金子天狗細野

決勝戰

細野

市川	細野	市川
隆一	参映	細野
久草	久草	隆一
乙	乙	久草
6	6	6

第9回未行動化のための選舉用基準八王子大会の結果

日 時 平成11年3月28日午前9時
 場 所 八王子市役所2階(上花輪町747-1, 電51-3960)
 主 催 八王子青年団体同好会(会長:山下則文, 上花輪町352-9, 電51-3835)
 兼 催 先行委員会(会長:高橋 勉, 伏木町1168-2, 電51-6753)
 会場内に募り業者老人連合(若狭連)
 後援 八王子市教委委員会, 日本棋院
 参加資格 平成元八王子事務所, 犬方事務所管内及水美山町在住江戸子
 60才以上の人間を総員(10級~7段)
 参加費 700円(年少代を含む)
 獲得方法 例年通り573人別に行い, 各9人未満位の入賞者に賞品を授与する。
 箱 楽 取扱い下記大会に推薦する。
 申込締切 平成11年3月11日(必着) 以上
 2月29日開催予定の八王子大会

第10回団体対抗戦参加者(1回戦2月14日)

部屋	役名	部屋	役名	部屋	役名
城	11	中野	北野	甲井	
6	遠田 錠次	6	木島 誠宏	6	早川 駿
5	金田 信正	5	中田 勝	5	石川 正
4	藤田 宏美	4	城野 聰明	4	梅田 康也
3	長岡 幸之	3	林木 戎	3	若林 近世
2	奥村 章	2	小橋 久翠	2	鶴見 亮
初浦	小池 泰一	初浦	坪川 俊博	初浦	佐藤 勝也
元八王子	大和田 伸	大和田 伸	田木 長	大和田 伸	長
6	猪口 和男	6	曾谷 道治	6	猪口 俊
5	大川 伸男	5	豊田 弘佑	5	松浦 長寿
4	近平 和児	4	大野 雄介	4	佐久木 弘明
3	山口 栄	3	岩田 健實	3	角永 譲
2	高橋 重三	2	小崎 宏義	2	施賀 誠博
初浦	宇井 久	初浦	友田 利雄	初浦	佐藤 利
元	上	下	2人で1組対戦する。	上級	准優秀

准優秀

地区別予選結果(前期)

地区別	級	役名	地区別	級	役名
城	11	小野寺 敏豆	相模	4	福田 翔
元八王子	6	佐藤 喜志	甲井	4	丸莊 伸男
中野	2	小橋 久翠	伏木	4	塙田 信也
大和田	6	曾谷 道治	長房	3	波谷 昭男

自治大臣
野田 敏殿

平成11年2月16日

八王子の暮らし安心老人連合
会長 熊崎正一

老人福祉問題に関する陳情の件

拝啓 早速ながら失礼します。

私共、標記の件に関する八王子市長、東京都知事、鈴木良彦、厚生大臣、文部大臣、総理大臣等の関係先に陳情書を提出して参りましたが、地方自治体の主導大臣である先生に最後の陳情書を提出させて頂くことは、私共が目下お手元であります。

即ち、老人福祉問題に関しては、直接担当責任者と併せている地方自治体に世紀の大震撼を促したいとの主旨の元に、関係先に根柢この件陳情をして参りました。次第で、不穏のためな情勢を把握して頂き、何卒、格別のご御高配を賜り申す所、伏して懇願申上げ次第です。

謹

1. 老人クラブの現状について

昭和38年3月1日付厚生省通達の老人クラブ実施基準に基き、次の通りに運営されております。

前、参考資料として八王子市の実情を御報告します。

到達添付オノ另八王子老人クラブ運営基準(昭和58年3月1日)

オニ号八王子老人クラブ運営会会報(平成9年1月25日号)

オヲ号 " (平成10年7月30日号)

(1)、老人クラブの参加年齢は60才(60才未満不可)

(2)、老人クラブ運営基準の教養講座の取扱いには、国基、将棋が除外されています。

(3)、助成条件として、団体会員、将棋部の新規開拓費用支出は禁止されている。

(4)、老人クラブの助成金について

1,70人未満年288,000、71人以上年294,000の2本並

又、助成金の交付時に不穏のため上納金の納付指示

支那分 ￥12,000 (2717ラフ) 支那分合計額 ￥3,252,000

八王子分 ￥15,000 () 八王子分合計額 ￥4,065,000

東光連分 ￥9,000 () 東光連合計額 ￥2,439,000

合計 ￥9,756,000

何を基準として、このよう区数字が決めて来たのか理解出来ないが、

(4)

- 2)
- 1項の助成金が成立し、会員が増加する毎に一人当たりの助成金が“どんどん減入ってしまう仕組みになつていてるので”増員は鬼門筋となる。
- せほの上納額の納付指采は役所間のカラクリ操作ではなくと見難改めており方が、老人相手では、「出張課、御忙だ」と直訴などさうか。
- (5) 八千弓市の人々に対する改善
- 八千弓市人口 年度11年1月1日現在 507,984人
- | | | | |
|---------|---|---------|--------|
| 60才以上人口 | 〃 | 94,902人 | 18.64% |
| 65才以上人口 | 〃 | 65,197人 | 12.55% |
- (6) 八千弓市の老人クラブ数及び会員数(年度10年4月1日現在)
- 老人クラブ数 271、会員数 20,042人(21.16%, 60才以上人口割合)
- 男性会員 7,595人(37.9%)、女性会員 12,445人(62.1%)
- 以上の数字を換算して頂ければ、割り合えずに入生率兼人会員比の運営率は、21.16%であり、女性主体の老人クラブと云ふことにあります。
- (7) 八千弓市の事務経費は、年度10年度末では、社会福祉社報議会が負担しているが、年度11年度より八千弓市議会にて独立する事には至りました。これは、市の方針が、八千弓市に対する協力を放棄したと云うことの発表となり、老人福祉上带来的一步後退現象と認められております。
- 上記のよう云ふ老人クラブの運営実績や現状についでは、正常な感覚では理解出来ない、“お役所の従事者の対応”と云ふのでしようか。

2. 老人クラブの改善案

- (1) 老人クラブ“参加年齢”を65才に変更する。
- (2) 団体部のない老人クラブに団体部の設置を要請する。
- (3) 老人クラブの助成金は、会員1人当たり金額を基準とする。
- (4) 老人クラブの会員は、お互いに、ボランティアに努力するなどを奨励する。
- (5) 自治道及び地方公共団体は、企画連、東北連、八千弓連等を管轄団体として所属する。
- (6) 厚生省の老人クラブ規則を放棄し、継続する。

3. 自治道に老人福祉庁の新設を期待する。

- 二九年退職的年齢であつて、早い時機に老人福祉省の独立を前提とする。
4. 老人福祉省及び団体に関する他省庁の情勢報告

- (1) 総務省統計局の団体に関する取扱いについて、
- 昭和24年10月決定された「日本標準産業分類」の団体に関する部分について、『固有の特徴』ので訂正して頂いた。再び別途添付の條情書No.4号(総務省統計局風向依)、No.5号(厚生統計局)、No.6号(

(5)

(小笠総務次長官)を提出しておりますが、お探り上げの復元であります。即ち、東京分類表(別添添付オク号)では、^{8.}「集会折」、中分類娛樂業、小分類遊戯業、団体と併せており、この分類表を厚生省又は都省及ばず、地方自治体が探り上げており、大変な悪い影響を及ぼしております。具体的に申しますと、昭和24年以来50年間も団体に対する致命的の被害をうけていると云ふことである。

集会折が遊戯場などと云ふ是が違ひを甚だしく、指導折である教室と云うことについており、「私語は慎しみ、脚本書上に之の張り紙がある位」とある。

更に、申上げれば、戦前は、団体、将棋と云々に娛樂と同格扱いと云つておりましたが、最近では、将棋は「特定の布陣による競争競技」で娛樂性又有りと云われておりますが、団体は、白石、黒石にはある無条件で自由な取扱い競技と云ふ世界中の国で使用される可能で、唯一の藝術性重視の競技と云ふ好評(別添付オク号)を得て居ります。

この際、別添添付オク号の大分类サービス業、中分類専門サービス業、小分類個人教授折、「歌舞、趣味、遊戯、などの個人教授を行つ事業折をいう。集会折、と繰り返しいなう所何でしょうか。尚、最後の専門が未だ未だ未だが、50年間もこのようなく社稷分類表が其のまま維持されていながら云々云々と、統計局のお役人で「団体裁判の方々一人もいなかつた」と云ふことであります。

(2) 厚生省の団体に関する取り扱いについて

1. 老人福祉問題について

老健現象のために日常生活に支障を生じる老人を被虐し、更に老人達の安らかな日常生活の向上を図るために、家庭、社会、國家が協力して老人福祉事業を推進するため、昭和38年8月1日を以て、「老人福祉法」(別添添付オク号)が制定されたと理解しております。然るに、解説である厚生省が、この法律の適用面で次のようす「不可解」を勤めて示しております。

(1) 老人福祉法の第2条で、「老人は多年にわたり社会の進展に寄与した者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛される」とともに、生前がいと得ての健康で安らかな生活を保障されたものと云う所であります。なぜ、このような特徴を明確にしたのか? 又、条件外の先せ代人の場合、どうするのか? 疑問を抱かざるを得ません。

(2) 昭和38年8月1日付で、老人クラブ連盟基準が金光連(厚生省の外部団体化の)を通じて福祉施設に通達されました。//老人クラブの参加年齢は60才以上(国家統計では老人とは65才以上)と指され、更に後日60才未満で児童と認定抹消されている。//何とはなく、思慮がうみの如くと直感的に「要發意(信号)」如何に厚島とは云え、法律に規定がなく、正当性が認められないと連絡行為と断定せざるを得ませんが、特に60才以上莫レ、不審な点のを感心しております。

即ち、第13条②の「地元公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進する目的で事業を行なう者に対し、適当な援助を行うに努めなければならぬ。」と規定されておりますが、「その他老人の福祉を増進する目的で事業を行なう者」として老人開発センター(現在、長寿社会開発センターと改称)を厚生省の外部団体として認定されています。

この団体は、其の後、全国老人健康水泳(別途添付第11号)(いわゆる公会と称されています)。

こんな公会を10年間もやっていたが不鮮(老化現象で能力が低下している65才老人より、ピカピカと生張られていく60才の老人の方が能力が上がりやがれ、実力差では五人、年齢差と云ひことづける)の左が止めてしまった。

この際は、現在、長寿社会開発センターが行なっている、県単位の「ハーリンピック大会」(別途添付第12号)も同様で、「老人福祉事業と認められるより伝統物であります。

(4) 老人クラブ連盟基準では、老人教養講座の趣味部門と「団体、将棋部」を除外し、財政承認基準とて「運営が親睦的、娛樂的経費上づいては、財源経費から除外せらるべある。」と仰つております。

従って、厚生省の指導水泳とて、新設の老人クラブ(2つ)は、団体部、新設は認めるしないことに仰つております。

以前の老人会は、団体、将棋部100%(公会でも運営)はいよいよ状態でござるが、厚生省は、こうおうほ運営を認めて、外部団体維持のため、老人クラブに団体部の解散を拒否させ、60才以上64才の若年者を老人に仕立て上げたと云ふことだけがいいでしょうか。

このうちひとつが、昭和36年以来毎日未だ36年間も続いているのです。この間、運営の申し立てをして看板がいなかつたと云ふことです。//

③、文部省の団体と開催の取扱いについて

5.

文化省関係では、団体と開催の理解が深く、色々と御意見を賜つて
いるように承つておりますが、教育省関係では、団体は「ゲームが娛樂
だ」と主張されて、地方自治体を指導されているようになります。
同じ文部省の中でも団体と開催の格付けが二分されています、エンターテインメント
ですが、無視する事にもなります。

即ち、教育省では、地方自治体を指導(学校教育、社会教育)としておりま
での「娛樂」の方針であります。既に述べた、11月位までは教科書がありません。
老人クラブ関係について

厚生省は、老人クラブ参加年齢を既に60歳以上と定めてしまつた。
然しながら、家族問題としては、60才から64才までは、健年退職後でも
就労活動に従事しており、老人クラブには、殆んど参加しないようです。

即ち、団体部又は将棋部のない老人クラブは参加するメリットがないのが
然る、現状では、老人クラブは、即婚人或は夫婦の施設であって、男性は開いてお
り微の措置が必要と云うところで。

例れど、既に既にでも男性専用の老人クラブを設立して置いて、而して
既に婦人と云う事も、意外可能性があるのではないか。

然しながら、この問題は、形態やサーカス問題が存在しているので、
難しく重くなるが出来ません。

改めて御報告申し上げます、昨年の9月11日付で、総理府長官付会議
宛て「全日本老人団体連合会の設立に関する件」を提出致しました
より、其先連ニユースガーライド内容を発表致しましたが、実際ストリ
アがあり、発送中止となりました。

④、生涯学習問題について

① 東京都(1996都民ガイドブック) 別冊添付第13号

大分類 文化・芸術文化、中分類 ゲーム、小分類 団体・将棋、年齢、東八等
② 立川市(文化団体・サークル) 別冊添付第14号

大分類 文化・サークル、中分類 娯楽、小分類 団体・将棋、年齢
③、八王子市(サークル団体・分類表) 別冊添付第15号

大分類 文化・オール、中分類 娯楽、小分類 団体・将棋、年齢
以上のようなどこの市も団体・将棋と並列化されていますが、これは以前の話
であります。最近では、団体が芸術、将棋は娯楽が定位となつてゐる。
人生涯学習問題は、老人に対する老化的現象やボランティア等、医者でも難
かしいのに、文部省も老人の多様問題体、取り止め在りどうぞうじうか。

昨年、諸々の準備により停止してありました、"10周年記念事業「墓地連携
懇親会」の開催は開催し、業務連携室の特別提案に基づき、下記日本
墓地連携方との実施しましたので、御報告申し上げます。

10周年記念事業として墓地連携懇親会開催の件

日 時 平成11年12月12日(日)午前夕時
 会 場 熊谷市役所文化センター(熊谷市町554, 電 67-1331)
 参加者数 墓地連携特別委員会相談員、技術相談員、特別協賀、業務連携
及び、墓地連携ノベルティ保持者(平成10年11月 申在住者)
 会 費 600円(券券料を含む)
 料理方法 特別会式の墓地連携式
 表 彰 (1)優勝者の方 "墓地連携懇親会賞" を贈呈の方。
 (2)参加者全員に日本料理カレー(惣菜)を参加費込で贈呈の方
 参加申込 平成11年12月5日(必着)
 省察事項 自意明確にした上場組合員の方へ贈呈受取の方。

1. 墓地連携特別委員会 17名

相談員 三浦 譲
 特別協賀 熊本良平(6歳)
 業務連携室長 新保充次(5歳)
 技術相談 勝利野口、荒井義典、林則文、永田浩二、
 山縣永紀、名取豊彦、長崎洋三、川中彰

2. 墓地連携会員(ノベルティ) 13名 (14名)

城 川 神奈等秋郎、須田勝次、城木次郎、豊島訓、
 玄 方 朝上和男 佐藤豊志
 大 和 田 田村和熙、松谷春夫
 申 井 藤井 熊
 今 司 珊口清穂
 田 木 信江、峻、赤崎一郎
 北 野 伊藤栄一
 久 球 小川 弘

3. 会 員 24名

大会運行委員 9名

大会運行委員 9名
 佐藤義典、佐保根、高橋重生、山崎耕輔、小池英
 田 良 菊地義輔
 緑原良長
 畠山伸彦
 小西一樹

**北野 困碁サロン 0426
(32) 7368**

駅前の便利な明るい囲碁サロンです
落ち着いたムードが自慢です

席料　碁老連会員　500円　コーヒー付き

月極め 5,000円

- 営業時間 PM1:00～PM9:00
定休日 火曜日
 - 月例大会や総当たりリーグ戦を行っております。
 - 初段をめざす級位者の囲碁教室があります。
毎週水曜日 AM10:00～PM1:00（3時間）
 - 棋力向上に囲碁放送やパソコン、ビデオを
用意しております。どうぞご利用下さい。

案内图



どうぞ お気軽に
お立ち寄り下さい

廣主 德永昭行

文則 林節師

(基考連技術指導員)

場所 八王子市打越町254番地 田代ビル 3F